



アーテック倶楽部ニュース

VOL. 355

2019.9.18号

発行：アーテック倶楽部事務局
家田 克彦 鳥居 浩二 都築 莉香

毎月第3水曜発行

フリー
ダイヤル

0120-842581

フリー
FAX

0120-842860

ホームページ <http://www.artec.ne.jp/>

〒444-8691 愛知県岡崎市羽根町字若宮30番地

E-mail: info@artec.ne.jp



こんにちは。新入社員の都築です。来月10月8日は「糖をはかる日」です。
 2016年から「血糖」に関する啓発活動のために糖尿病治療研究会が決めました。
 私は普段、仕事の休憩中にチョコレートやクッキーなどのお菓子をかかさず食べているので、
 一度はかってみたいと思います。
 現在、全国の調剤薬局などで「ゆびさきセルフ測定室」という手頃で簡単に自分で測定できる
 キットあるそうなので、来月忘れずに挑戦してみようと思います。
 ★今月から配信日が第3水曜に代わりました!今後ともよろしくお願いたします★

★☆HACCPへの取り組み☆★

今回は、HACCP施工にむけて現在行われている取り組みや、
食品を扱う事業所がどのくらい取り組んでいるのか紹介していきたいと思います。

<HACCPチャレンジ事業>

現在、HACCPに取り組んでいる事業者を公表する**HACCPチャレンジ事業**が厚生労働省で行われています。
このHACCPチャレンジ事業は世界的にも推奨されている食品の衛生管理手法である「HACCP(ハサップ)」の
導入に取り組む食品等事業者をウェブサイト上で紹介しています。

それによって事業者がHACCPによる衛生管理を自ら積極的に策定・実行し、取り組むことを応援するとともに、
HACCPの普及を推進し、食品安全レベルの更なる向上を図る事業です。

また、この事業を通じて、HACCPの取組を消費者の方々をはじめ多くの方に広く知っていただき、
HACCP導入の輪を全国に広げていくという趣旨です。

◆参加資格 以下の(1)から(3)まで又は(1)、(2)及び(4)の要件を満たす事業者

- (1) 食品等事業者であること。
- (2) HACCPによる衛生管理に継続的に取り組んでいること。
- (3) HACCP自主点検票(一般食品用の自主点検票/と畜場・食鳥処理場向け自主点検票)を用いて、HACCPを構成する手順1から手順12の適応を自主的に確認している(全てのチェック項目について、評価が「○」である)こと※。
- (4) 都道府県、保健所設置市若しくは特別区又は地方厚生局の食品衛生主管部局(以下「食品衛生部局」という。)においてHACCPによる衛生管理の実施が確認されていること。

※HACCP自主点検票は、食品等事業者が自らHACCPの適応を確認するためのものであり、第三者による評価を必要とするものではありません。

<愛知県のチャレンジ事業>

ウェブサイトでは現在938事業所の登録があり、公表されています。愛知県では、84の事業所が登録されています。
愛知県で登録がある場所は、牛肉や鶏肉などの食肉を扱う場所の登録が多く、
食中毒のリスクが多い場で積極的に策定・実行されていることがわかります。
また、名古屋市にある4つの保育園や、豊橋市の給食センターなど、給食を提供する場でも登録があります。

<アーテックはHACCPに自信があります>

HACCPについてお悩みの方は、アーテックへお気軽にご相談ください。

自社でHACCPの概念も取り入れたマニュアルもある給食センターを運営しており、
そのノウハウを生かして、従業員の方へのHACCP講習会や導入相談まで資格をもった
スタッフがご相談をお伺い致します。

フリーダイヤル「0120-842-581」までご連絡ください!

～出典～

厚生労働省 HACCPチャレンジ事業 <https://www.n-shokuei.jp/haccp/>

厚生労働省 HACCP(ハサップ) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html

